

議案第 28 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年板橋区教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 4 項第 2 号中「及び第 18 条」を「、第 18 条及び第 18 条の 3」に改める。

第 30 条の 2 第 3 項中「条例第 18 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」を「次条第 4 項に規定する第 1 号子育て部分休暇」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第 1 号子育て部分休暇」に改める。

第 30 条の 3 第 1 項を次のように改める。

条例第 16 条の 3 第 1 項の区規則で定める子は、次の各号のいずれかに該当する者であって、満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害

の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

第30条の3第8項を第14項とし、同条第7項に次の2号を加える。

(4) 子育て部分休暇（条例第18条の3第1項の教育委員会規則で定める子を養育する場合に限る。）に係る子が第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったとき（当該子が満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限る。）。

(5) 職員が第3項変更をしたとき。

第30条の3第7項を同条第13項とし、同条第6項を第12項とし、同条第5項中「職員の育児休業等に関する条例第15条の2に規定する第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、子育て部分休暇を承認することは」を「次の各号に掲げる場合については、承認することが」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第1号子育て部分休暇の申請があった場合

(2) 第1号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第2号子育て部分休暇の申請があった場合

第30条の3第5項を同条11項とし、同条第4項中「申請」の次に「、第2項申出及び第3項変更」を加え、同項を同条第10項とし、同条第3項中「養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、」を「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に係る」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合

(2) 第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合

第30条の3第3項を同条第9項とし、同条第2項中「職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による」を削り、「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」改め、同項を第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

7 第2項第2号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申請があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があったとき 当該残時間数

8 職員の育児休業等に関する条例第15条の2の規定による部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、第2項第2号に掲げる時間から、当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第30条の3第1項の次に次の4項を加える。

2 条例第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを教育委員会に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内

3 前項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこ

とその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- 4 第2項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第3項変更をした場合にあっては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。
- 5 第2項第1号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式（第30条の3関係）

子 育 て 部 分 休 暇 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 申請に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容（①又は②を記入）	※申出の内容(変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内（第1号子育て部分休暇） ② 1年につき規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内（第2号子育て部分休暇）
	月 日		

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容（①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無（有又は無を記入）	係長印	承認権者印
	月 日					

3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容（①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無（有又は無を記入）	係長印	承認権者印
	月 日					

4 備 考	
-------	--

（注）
第1号子育て部分休暇の申請は別紙1、第2号子育て部分休暇の申請は別紙2を用いること。

第1号子育て部分休暇の申請の場合

別紙1

年度

整理番号	子育て部分休暇の申請をする期間			申請月日	承認			出勤簿 整理	備考
	月日	毎週／曜日等	時間		申請者印	係長印	承認者印		
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					

(※職員は印の欄を記入のうえ、申請者印の欄に押印する。)

第2号子育て部分休暇の申請の場合

別紙2

年度

第2号子育て部分休暇の時間数 時間 分

整理番号	子育て部分休暇の申請をする期間		申請時間数	残時間数	申請月日	承認			出勤簿 整理	備考
	月 日	時 間				申請者印	紙長印	承認者印		
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					

(全職員は印の欄を記入のうえ、申請者印の欄に押印する。)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 0 条の 3 の規定による子育て部分休暇の申出及び当該申出内容の変更並びに申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

育児休業法の改正に伴い、子育て部分休暇を拡充する必要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 新旧対照表

新	旧
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月27日東京都板橋区教育委員会規則第5号 第1条～第13条 略 (年次有給休暇の繰越し) 第14条 略 2・3 略 4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1) 略 (2) 条例第15条、第16条(日を単位とする場合を除く。)、第17条、<u>第18条及び第18条の3</u>の規定による休暇により勤務しなかった期間 (3)～(8) 略 第14条の2～第30条 (介護時間) 第30条の2 略 2 略 3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年板橋区条例第3号)第15条の規定による部分休業(以下「第1号部分休業」という。)又は<u>次条第4項に規定する第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業又は<u>当該第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略 (子育て部分休暇)	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月27日東京都板橋区教育委員会規則第5号 第1条～第13条 略 (年次有給休暇の繰越し) 第14条 略 2・3 略 4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1) 略 (2) 条例第15条、第16条(日を単位とする場合を除く。)、第17条<u>及び第18条</u>の規定による休暇により勤務しなかった期間 (3)～(8) 略 第14条の2～第30条 (介護時間) 第30条の2 略 2 略 3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年板橋区条例第3号)第15条の規定による部分休業(以下「第1号部分休業」という。)又は<u>条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業又は<u>当該 子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略 (子育て部分休暇)

新	旧
第30条の3 条例第16条の3第1項の区規則で定める子は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子とする。	第30条の3 子育て部分休暇は、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認する。
(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	本号追加
(2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者	本号追加
2 条例第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを教育委員会に申し出るものとする。	本項追加
(1) 1日につき2時間を超えない範囲内	
(2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内	
3 前項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。	本項追加

新	旧
4 第2項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第3項変更をした場合にあっては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。	本項追加
5 第2項第1号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。	本項追加
6 第1号部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による第1号部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
7 第2項第2号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。 （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申請があったとき 当該勤務時間の時間数 （2） 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があったとき 当該残時間数	本項追加
8 職員の育児休業等に関する条例第15条の2の規定による部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、第2項第2号に掲げる時間から、当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	本項追加
9 教育委員会は、子育て部分休暇について、次の各号に掲げる場合にあっては、	3 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認

新	旧
ては、当該各号に係る 証明書等の提出を求めることができる。	する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
(1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合	本号追加
(2) 第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合	本号追加
10 子育て部分休暇の申請、第2項申出及び第3項変更は、別記第11号様式及び別記第11号様式の2により行うものとする。	4 子育て部分休暇の申請 は、別記第11号様式及び別記第11号様式の2により行うものとする。
11 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。また、次の各号に掲げる場合については、承認することが	5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。また、職員の育児休業等に関する条例第15条の2に規定する第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。
できない。	本号追加
(1) 第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第1号子育て部分休暇の申請があった場合	本号追加
(2) 第1号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第2号子育て部分休暇の申請があった場合	本号追加
12 略	6 略
13 同右	7 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 子育て部分休暇（条例第18条の3第1項の教育委員会規則で定める子を養育する場合に限る。）に係る子が第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったとき（当該子が満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限	本号追加

新	旧
る。)。。 (5) 職員が第3項変更をしたとき。 14 略 以下略	本号追加 8 略 以下略